

一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会の会員に関する規程

令和6年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）の定めに基づき、会員の入退会及び会費、運営その他につき、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員の種類

(会員の種類)

第2条 本会は、定款第5条に基づき、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した、一定水準の技術や経験を有する土木施設維持管理業を営む法人
- (2) 特別会員 土木施設維持管理について学識経験を有する者で、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき社員総会において承認された個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人又は団体

(正会員)

第3条 正会員は、民法の定めに基づき、第2項に定めるものを除き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 その正会員が「従たる事務所（本体となる法人に付随する事務所であり、単独で人格が認められないもの。支部・支店等と称される）」であるものは、法律の定めに基づき、社員になることはできない。

第3章 入退会及び会費、資格の得喪

(入会手続き)

第4条 正会員として入会を希望する法人並びに団体は、下記に定める書面に必要事項を記入し、会長に提出する。

- 一 入会申込書（様式1）
- 二 登記簿謄本（法人のみ）
- 三 所属会員名簿（団体のみ）
- 四 入会資格基準調書（様式2）

- 五 本会役員（1名）による入会推薦書（様式3）
- 2 特別会員及び名誉会員になろうとする者は、前項に定める書面のうち、一のみを提出する。
- 3 賛助会員として入会を希望する法人並びに団体は、第4条第1項に定める書面のうち、一及び二のみを提出する。

（入会の承認）

- 第5条 定款第6条の定めに基づき、入会希望者は、理事会の承認を得て会員資格を得る。
- 2 会長は、前項の申込みがあったとき、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、申込者に通知する。
 - 3 会員資格を得た者に対し、当協会は入会承認書（様式4）を発行する。

（会員名簿）

- 第6条 入会に関する事項は、会員の種別ごとに、本会の管理する会員名簿に登録する。
- 2 第4条の入会申込書に記載した主要事項に変更のあった場合は、変更届出書（様式5）により、遅滞なく届け出なければならない。

（入会金）

- 第7条 当会の入会金は、下記の通りとする。
- | | |
|--------|----------|
| 一 正会員 | 100,000円 |
| 二 特別会員 | 50,000円 |
| 三 名誉会員 | なし |
| 四 賛助会員 | 50,000円 |
- 2 入会金は、入会が認められた日から遅滞なく納入しなければならない。

（年会費）

- 第8条 当会の年会費は、下記の通りとする。
- | | |
|--------|----------|
| 一 正会員 | 180,000円 |
| 二 特別会員 | なし |
| 三 名誉会員 | なし |
| 四 賛助会員 | 90,000円 |
- 2 会費の請求は3月に請求するものとする。

（入会金・年会費の不返還）

- 第9条 納入された入会金及び年会費は、返還しないものとする。

（退社）

- 第10条 会員は、本会を退会するときは、退会届（様式6）を提出しなけれ

ばならない。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会における会員の権利

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 正会員のうち、第3条1項に定める社員に該当するものは、社員総会の議決権を持つ。

2 社員総会における議決権の行使数は、社員1名につき1個とする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施工する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施工する。

(別表)

入会資格基準

項 目	資 格 基 準
1.年間完業高	3, 000万円以上
2.資 本 金	300万円以上
3.経 営 年 数	3年以上
4.社会保険制度	加入していること
5.従 業 員 数	3名以上

(様式1)

入会申込書

会社名

代表者の職氏名印

会社の所在地及び

電話・FAX

資本金

設立年月日

主として請負う

業務の種類

メールアドレス

一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会の事業活動に賛同するとともに、事業推進に協力したいので、入会を申し込み致します。

令和年月日

一般社団法人 埼玉県土木施設維持管理協会会長 様

(様式2)

入会資格基準調書

令和 年 月 日

会社名

代表者の職氏名印

所在地

(入会資格基準)

項目	入会申込者	資格基準
1.年間完業高		3,000万円以上
2.資本金		300万円以上
3.経営年数		3年以上
4.社会保険制度	加入 <input checked="" type="radio"/> 未加入	加入していること
5.従業員数		3名以上
判定結果		

(様式3)

推 薦 書

(入会希望者)

氏名又は会社名

代表者の名称氏名

入会希望者の所在地

上記の者、一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会に入会希望のところ、当協会定款第5条第1項に該当するものと認めますので、責任をもって入会を推薦いたします。

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県土木施設維持管理協会

理事

佐久間 勝 

一般社団法人 埼玉県土木施設維持管理協会長 様

(様式4)

埼玉協発第 号
令和 年 月 日

入会承認書

氏名又は会社名

代表者の名称氏名

所 在 地

貴社の入会について承認しましたので、一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会定款第6条第2項の規定により通知します。

一般社団法人 埼玉県土木施設維持管理協会
会長 山口新次

(様式5)

変更届出書

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県土木施設維持管理協会長 様

届出者

印

下記のとおり、届出事項に変更があったので届出します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日
称号又は名称			
代表者の氏名			
所 在 地			
電 話			
F A X			
メールアドレス			

(様式6)

退会届

令和 年 月 日

一般社団法人 埼玉県土木施設維持管理協会会長 様

届出者

印

一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会定款第8条第1項の規定により退会します。